



民生委員制度は、平成29年に100周年を迎えます

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動し、任期は3年(再任可)です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意があり、民生委員法に定める要件を満たす方で、市町村ごとに設置されている民生委員推薦会での選考等、公正な手続きを経て推薦、委嘱がされています。

民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員に指名されています。主任児童委員は、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら

ご存じですか？ 地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

町の民生委員・児童委員の定数は54人ですが、任期満了に伴う一斉改選で欠員が3人となっています。(木戸、辻(丘)地区は候補者選出済)

欠員地区にお住まいの方は、福祉課等で相談を受け付けますが、地域福祉の向上のためにも、欠員地区を解消できるようにみなさんのご協力をお願いします。

民生委員・児童委員の7つのはたらき

① 社会調査

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

② 相談

地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。

③ 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

④ 連絡通報

住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。

⑤ 調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。

⑥ 生活支援

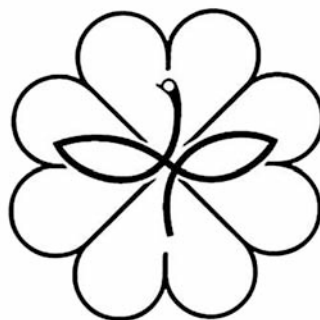
住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくっていきます。

⑦ 意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関等に意見を提起します。

民生委員・児童委員のマーク

民生委員・児童委員のき章などに用いられているこのマークは、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



岡福祉課社会福祉班

☎84-1257